

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年7月28日	株式会社つばさ(法人番号 5140001078091) 代表者遠山保二	兵庫県川西市多田桜木1 丁目9番22号	灘	兵庫県神戸市灘区大石東町3丁目21番	警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年6月23日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運行記録計による記録義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(運輸規則第26条第1項)、(4)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)、(5)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	3	3